

JIS

乳幼児に配慮した製品の共通試験方法一 部品の外れ

JIS S 0122 : 2022

令和 4 年 1 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.1.20

官 報 掲 載 日：令和 4.1.20

原案作成協力者：独立行政法人製品評価技術基盤機構

(〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10 TEL 03-3481-1921)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 部品外れによって想定される危険	2
5 部品外れ確認試験	3
5.1 乳幼児がつかむ・つまむ・くわ（啜）えることができる部品の外れ	3
5.2 押し引き力による部品外れ	5
5.3 製品落下による部品外れ	9
附属書 A（参考）子どもの身体特性	10
附属書 B（参考）表示	19
解 説	20

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

乳幼児に配慮した製品の共通試験方法—部品の外れ

Common testing methods for products with consideration of babies, toddlers and young children—Detachment of components

序文

規格には、製品全般の安全確保のための指針、総則などの基本規格、類似の各種製品に共通して使用することが可能な試験方法、安全基準などの共通規格、及び個別製品ごとに作成した製品規格がある。この規格は、日常生活において乳幼児が接触する各種製品に横断的に適用することが可能な共通の試験方法規格であり、製品本体から外れてはならない部品が不用意に外れてしまう可能性を確認するための規格である。

製品において、部品外れは、部品が外れることによって乳幼児が転落・転倒する、外れた部品を乳幼児が飲み込み窒息したり内臓を損傷したりするなどによって致命傷に至る場合もあるため、部品外れの可能性を確認することは重要である。

また、この規格では、成人によって加えられた荷重又は衝撃力による部品外れについては規定していないが、部品が外れることによる切傷・刺傷などの危険は大人にも及ぶ可能性があるため、製品の主な使用対象によらず大人においても注意が必要であることを記載している。

1 適用範囲

この規格は、乳幼児に配慮すべき製品に付いている部品のうち、乳幼児がつかむことができる部品（装飾部品など）、身体を預けたり体重を乗せたりする身体支持部品（安全ベルト、セーフティガードなど）、製品を構成するフレーム、製品固定部品（ねじなど）などの外れやすさの試験方法について規定する。

なお、意図して着脱するよう設計されている部品（条件によっては又は条件によらずに外れてよい部品）には適用しない。

また、この規格は、乳幼児が触れることによって加わる押し引き力による負荷及び製品の落下又は転倒によって加わる衝撃力を主な要因とする製品の部品外れの可能性を確認するものであり、成人によって加えられる荷重又は衝撃力による部品外れは含まず、全ての部品外れを対象とするものではない。また、製品全体の安全性を担保するものでもない。

部品外れとは、製品を構成するフレーム、装飾部品、固定装置自体（バックル自体、ストッパー自体）などが不用意に外れる事象のように製品から部品が分離することをいい、製品の割れによって破片が分離することは意味しない。部品外れは、ねじなどの緩み、亀裂、はめ合いの不適合などによって生じるが、いずれの場合であっても分離した破片についてはここでは適用対象とせず、分離し得る部品を対象とする。

長期使用（ここでいう長期使用には、製品の保管期間、リユースなどの期間を含めるものとする。）にお